

令和6年10月分（12月支給）より 児童手当の制度が一部変更になりました。

1. 制度改正内容

■ 支給対象年齢拡大・多子加算の拡充

- ① 18歳到達後の最初の年度末までの児童(以下、高校生年代以下児童と表記)がいる世帯が支給対象となりました。
- ② 第3子以降の児童は児童1人あたりの支給額が一律3万円となりました。

児童年齢	支給金額（1人あたりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～18歳	10,000円	

■ 所得制限撤廃

上記①に該当する全世帯が児童手当の支給対象となりました。

■ 多子加算の算定対象児童の拡大

多子加算の算定対象が、③18歳年度末以降～22歳年度末までの児童(以下、大学生年代児童と表記)まで拡大しました。

制度改正前

児童年齢	算定	支給金額
22歳		
17歳	第1子	
10歳	第2子	10,000円

制度改正後

児童年齢	算定	支給金額
22歳	第1子	
17歳	第2子	10,000円
10歳	第3子	30,000円

■ 支給月が2カ月に1回

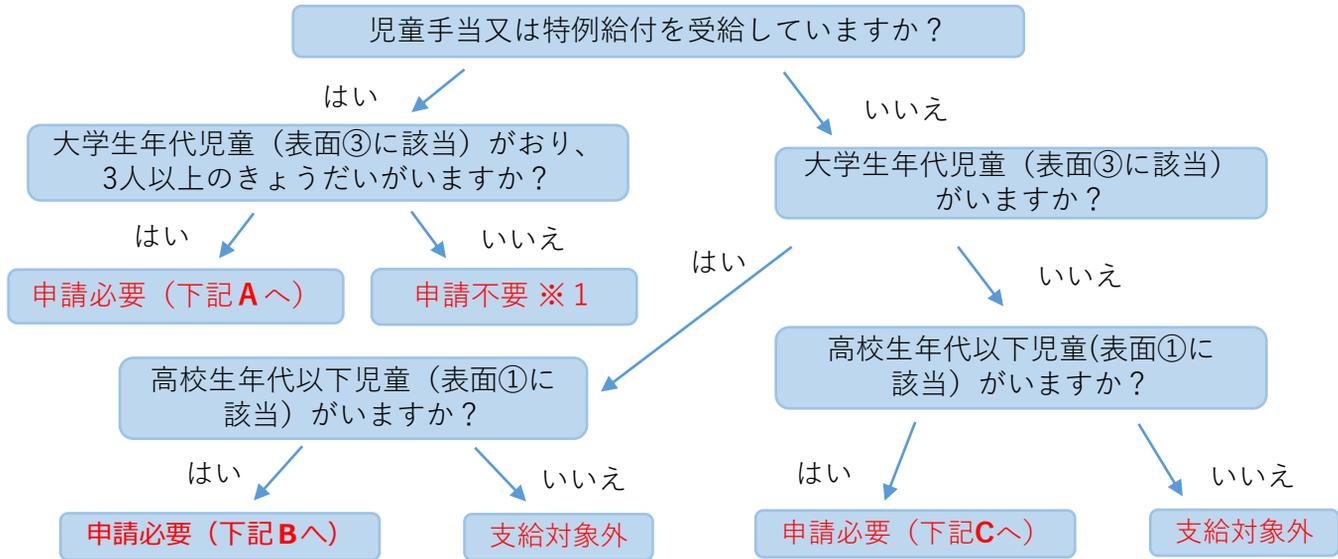
支給月が、2月、4月、6月、8月、10月、12月、になりました。

2. 手当の支給について

児童手当は、原則、申請した翌月分からの支給となります。申請が遅れると、原則として遅れた月分の手当を受けることができませんので、ご注意ください。

※ただし、誕生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても移動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。（15日特例）

3.申請対象者



※ 申請者が公務員の場合は、勤務先で申請してください。

4.児童手当の支給手続き

下記の提出書類を郵送または糸満市役所2階こども未来課窓口まで直接提出してください。

提出書類

※児童の養育者のうち、生計を維持する程度が高い方(所得が高い方)が受給者となります。申請前にご確認ください。

▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書【様式第6号の9】
- ・ 別居している大学生年代児童がいる場合、その児童の個人番号がわかるもの(窓口提出者のみ)

▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書【様式第2号】
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書【様式第6号の9】
(3人以上のきょうだいがいる大学生年代児童について記入してください。)
- ・ 請求者名義の普通預金通帳のコピー
- ・ 請求者の身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・ 請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの(窓口提出者のみ)
- ・ 別居している大学生年代児童がいる場合、その児童の個人番号がわかるもの(窓口提出者のみ)
- ・ 健康保険証のコピー(3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方のみ)

▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書【様式第2号】
- ・ 請求者名義の普通預金通帳のコピー
- ・ 請求者の身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・ 請求者及び配偶者の個人番号のわかるもの(窓口提出者のみ)
- ・ 健康保険証のコピー(3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方のみ)

▼共通書類 別居している支給対象児童がいる方

- ・ 別居監護申立書【様式第6号の2】(他市町村に住民票がある児童について記入してください。)
- ・ 別居している児童の個人番号がわかるもの(窓口提出者のみ)